

Ⅱ . 論考

古墳時代倭王宮から小墾田宮へ

積山 洋

はじめに

3世紀以来約350年近くに及んだ古墳時代は、その政治的秩序の象徴である前方後円墳の廃止によって終焉する。前方後円墳—前方後方墳—円墳—方墳という墳形とその規模は古墳時代の政治秩序を示し、それが王権を支える首長層の共通理念であり、紐帯であった〔広瀬2019〕。飛鳥時代に入り、そうした共通理念が失われた時、倭王権はいかにして新たな君臣秩序を形成したのであろうか。

本稿では、こうした疑問に対し、飛鳥時代の幕開けの象徴として小墾田宮を位置づけるという課題に取り組むこととする。そのためには、古墳時代大王宮のありようを踏まえねばならない。ところが、その姿はまったく見えていないのが現状である。そこで筆者は、各地でみつかっている古墳時代首長居館の中に王宮を模倣した例があるとの仮説をたて、そこから類推できるものを抽出して論を進めることとしたい。

そのうえで、小墾田宮が古墳時代の王宮とどのように関係にあるのか、その断絶性と継続性を検討し、飛鳥時代倭王宮の起点という位置づけを果たしたい。

なお、以下で『日本書紀』を引用する場合、単に「孝徳紀」などと表記することとする。

1、古墳時代の倭王宮

(1) 四面廂の正殿

飛鳥時代の王宮正殿が判明しているのは前期難波宮、飛鳥宮Ⅲ期、藤原宮である。藤原宮における正殿は大極殿である。それは凝灰岩で化粧された基壇上にたつ桁行総長9間、梁行総長4間の四面廂（身舎は桁行7間、梁行2間）の殿舎である。これ以前の大極殿相当殿舎も四面廂の建築である。飛鳥宮Ⅲ期の内郭前殿・東南郭正殿、前期難波宮の内裏前殿などがそれである¹⁾。

四面廂の殿舎が飛鳥時代倭王宮の正殿であるとすれば、その起源は那邊にあるのだろうか。その候補はふたつある。ひとつは中国宮城の太極殿、いまひとつは古墳時代倭王宮の正殿である。

現存する北京紫禁城では正殿太和殿以下の主要殿舎は四面廂であるが、ここで問題とするのは6・7世紀の太極殿である。だが、発掘調査によってその様相が判明している例は少ない。北周末の洛陽城正殿は北魏洛陽城太極殿を拡張した殿舎で、南辺の桁行総長が13間なので、日本語で言う身舎は11間かと推測できるが、未調査部分も多い〔中国社会科学院考古研究所2016〕。南朝では天監12年（513）、梁の武帝が太極殿を（12間から）13間に変えたとあり（『南史』梁武帝本紀上）、隋洛陽の乾陽殿も13間という（『大業雜記』大業元年＝605）。さらに唐長安城の大明宮含元殿は発掘調査により桁行9間・梁行1間の内周柱列の三方を壁体が囲み、さらにその外周を柱列が巡る

1) 古墳時代倭王宮から小墾田宮へ（積山洋）

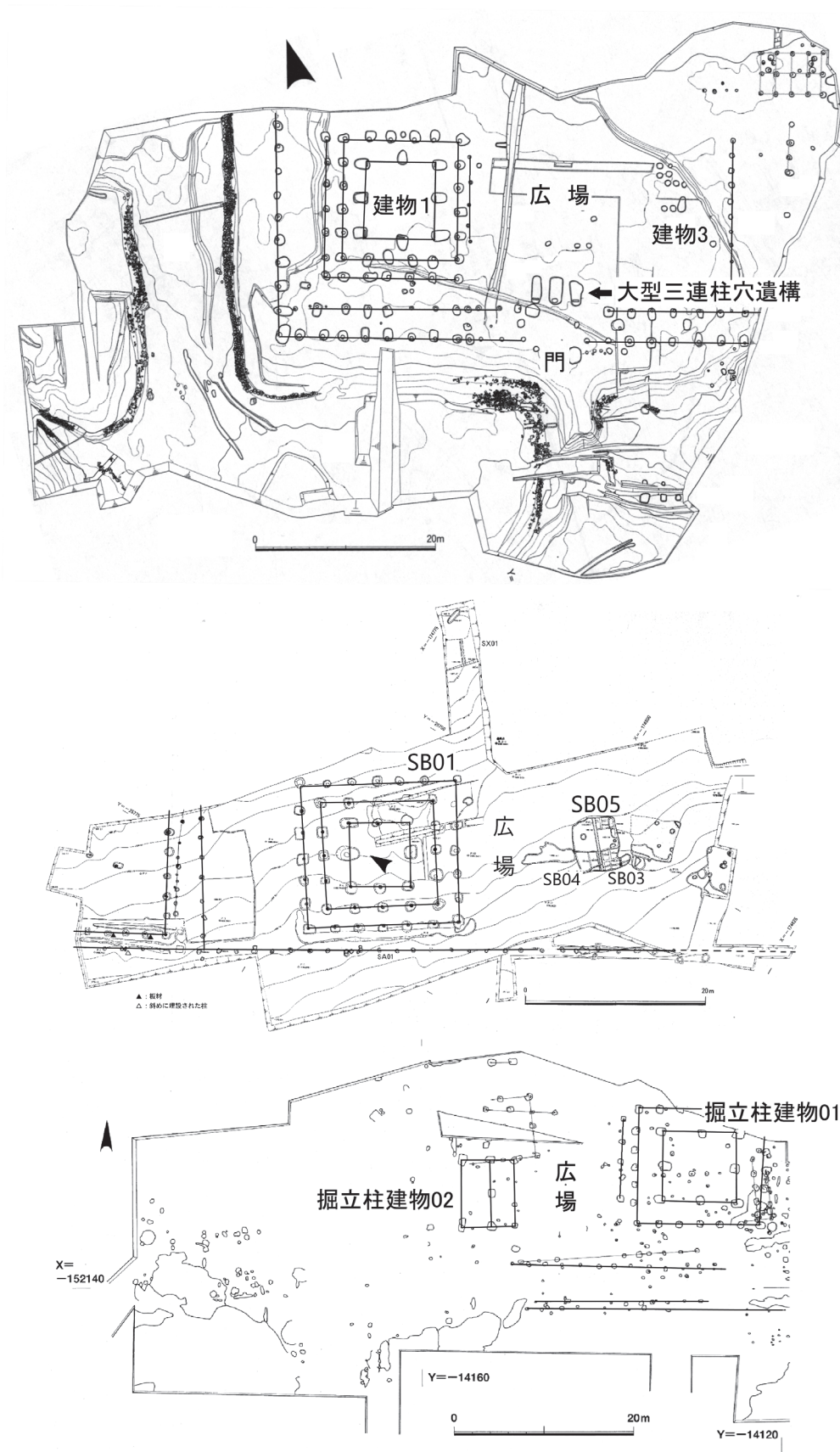


図1 大和の大型祭殿（上：極楽寺ヒビキ遺跡、中：南郷安田遺跡、下：和邇遺跡）

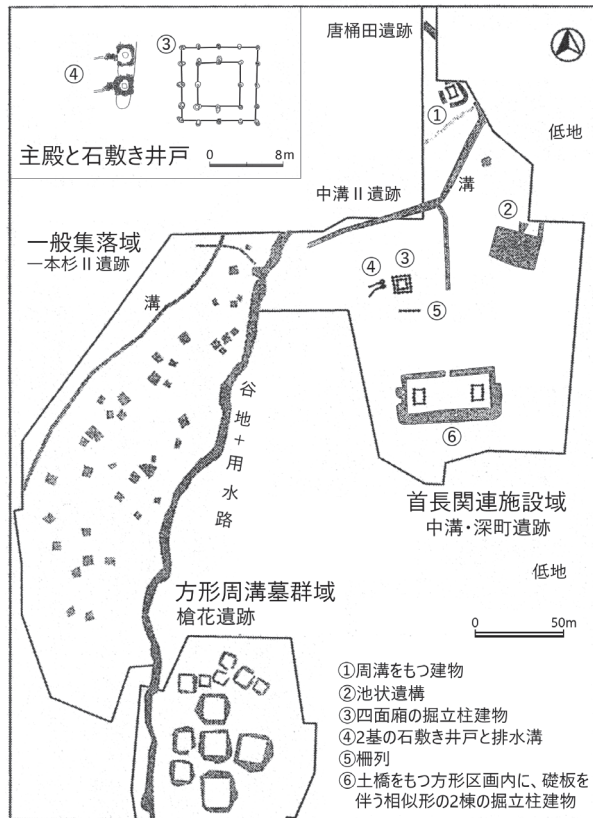


図2 中溝・深町遺跡

という複雑な構造である〔中国社会科学院考古研究所 1997〕。単純に中国の太極殿をそのままで飛鳥時代倭王宮正殿の起源とするのは難しい。

一方で、先述したように古墳時代の王宮については、首長居館の中に王宮を模倣した例があるとの見通しにより、類推することは可能である。その中には明確な中心建物²⁾が検出されている例があり、しかも四面廂の建物が目立っている。

古墳時代前期では上毛野の中溝・深町遺跡(図2)〔若狭 2007〕、中期では大和の南郷遺跡群極楽寺ヒビキ遺跡〔樫考研 2007〕、同南郷安田遺跡〔樫考研 1996〕、和邇遺跡〔樫考研 2003〕(以上、図1)などが四面廂の例であり、極楽寺ヒビキ、南郷安田の主殿は孫廂まで付設されているが、この4例は身舎が2間四方、廂の出は各1間という点で共通している³⁾。後期では上毛野の原之城遺跡〔伊勢崎市教委 1988、宮本 1988〕(図3)の主殿が四面廂であり、後期末から飛鳥時代初頭では大和の上之宮遺跡〔桜井市教委 1989〕(図4)の例がある。後期の例は平面がやや長方形化しており、原之城では2棟が重複する主殿の柱配置は、先行する建物3は身舎が1間四方で、廂込みで桁行は7間または6間、梁行は5間または6間とかなり変則的である。後出する建物4は南面し、身舎は2間四方だが廂込みで桁行5間とやはり変則的であるが、周囲にはこれに似た方位の掘立柱建

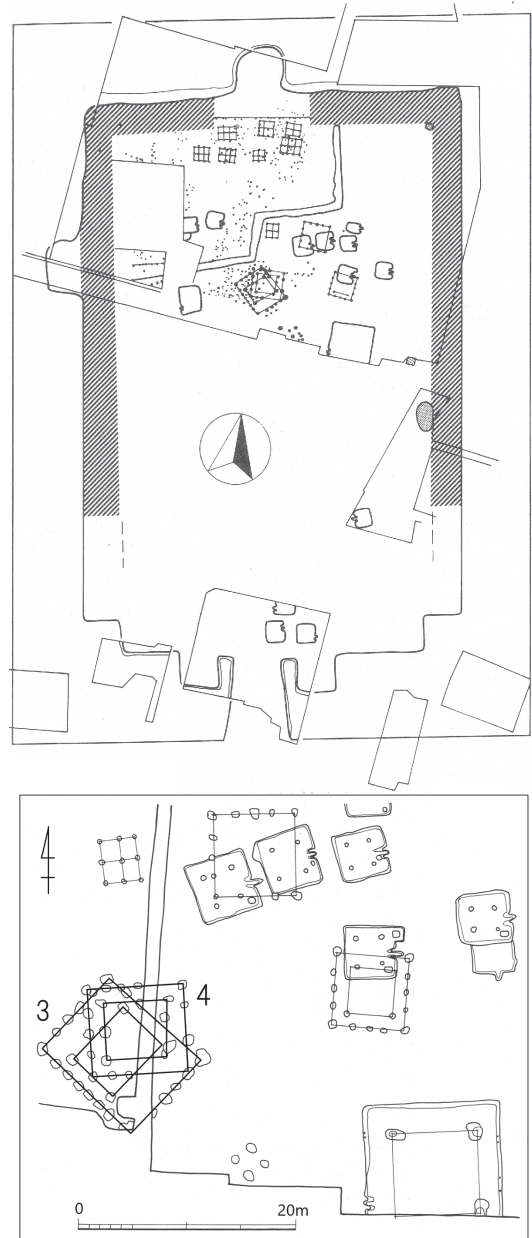


図3 原之城遺跡

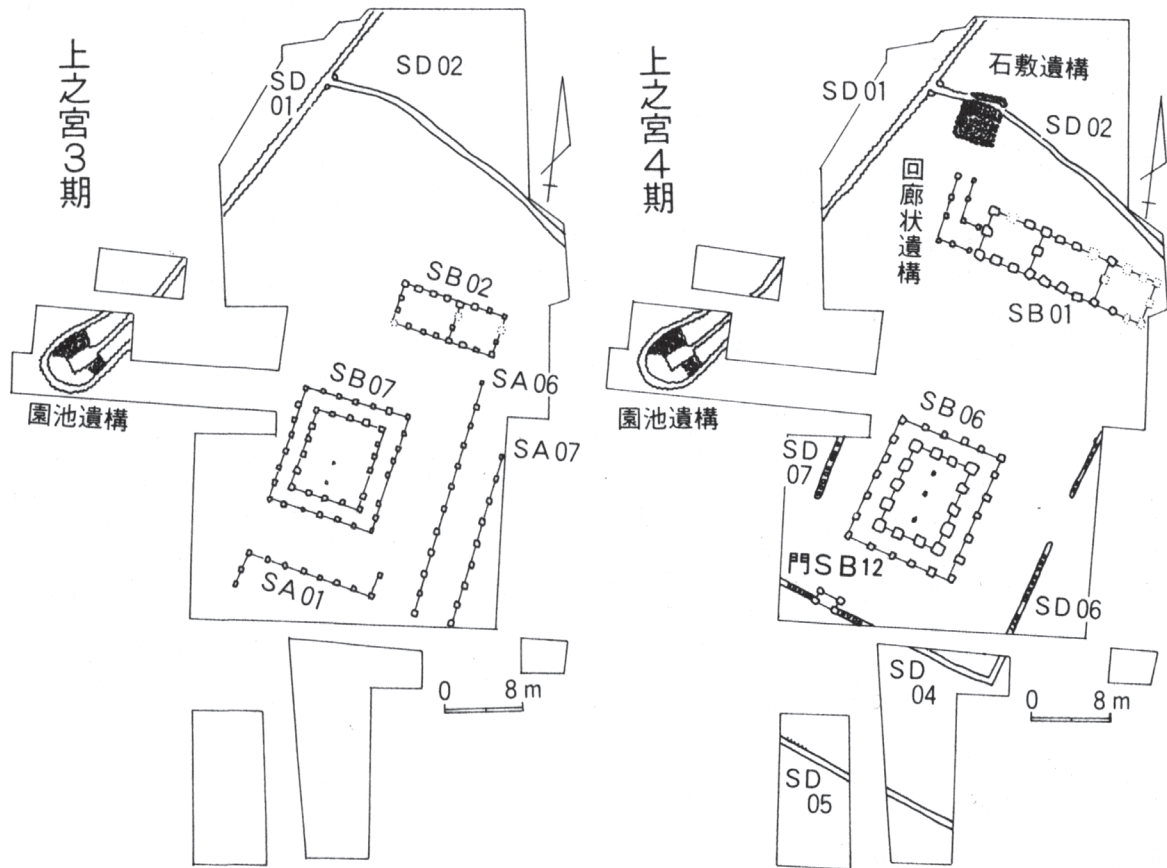


図4 上之宮遺跡

物や大型堅穴建物がみられ、同時または近い時期とみられる⁴⁾。上之宮遺跡ではその3期(6世紀末)の主殿SB07の身舎は桁行5間、梁行4間であり、4期(6世紀末～7世紀初頭)の主殿SB06の身舎は桁行4間、梁行3間となっている。

さらに降れば、大和の阿部丘陵遺跡群中山地区の超大型建物〔桜井市教委1989〕(7世紀前半、図5)の例があり、身舎は桁行5間、梁行3間で、二辺に孫廂が付いている。

筆者は、これら四面廂の居館主殿に王宮正殿を模したものがあると考え、前期難波宮以後の四面廂の諸宮正殿の起源を、古墳時代の四面廂の建物と推測している〔積山2024〕。しかしその中には祭殿とみるべき例も少なくなく、特に古い例にはその色彩が濃厚である。

(2) 祭殿から大殿へ

四面廂の建物は古墳時代初頭の山城の中海道遺跡〔向日市埋文セ・向日市教委1997〕(図6)が初現であり、この建物も身舎は2間四方で、桁行5.4m、梁行4.7mを測る。建物の周囲は溝で囲まれている。その溝は北辺中央で途切れるので、北が正面であろう。溝で囲みながらも、その存在

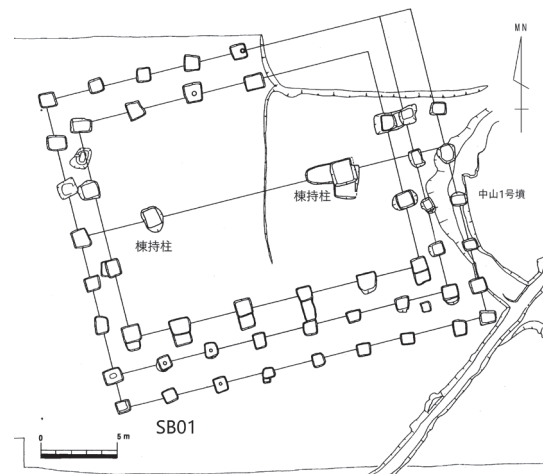


図5 阿部丘陵遺跡群中山地区

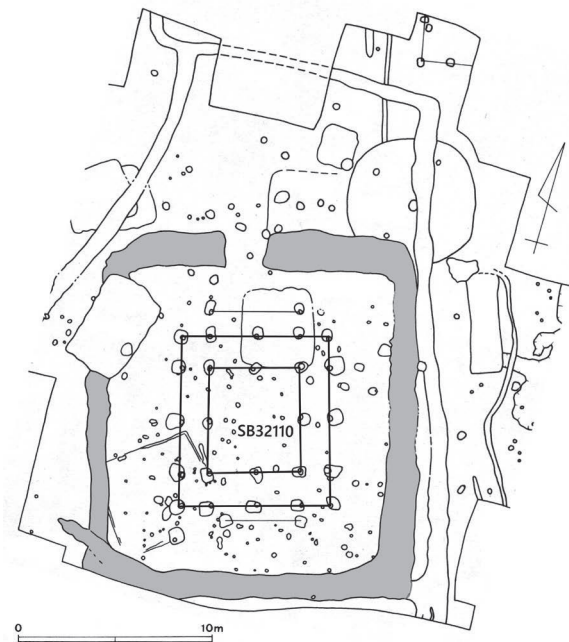


図6 中海道遺跡

が視覚的には遮蔽されていないという象徴的なありようである。柱配置をみても、身舎と廂の中央に柱が立つため、首長が中央間に立って配下の人びとに相対する主殿にはふさわしくない。建物の北縁では柱間1間(4.6 m)の2柱穴が沿っている。報告書はこれを、階段を固定する柱穴とする。その場合、建物は高床だったことになるが、身舎の柱が20 cm程度と細く身舎の柱間寸法が長い(桁行5.3 m・梁行4.8 m)ので床束がないのが難点である。筆者はこれを単純に塀と理解し、その機能は目隠し塀、または正面から共同体外の荒ぶる神の侵入を防ぐ塀のいずれか、またはその両方と想定する。いずれであれ、このような塀には、より近づき難い性格が感じられる。報告書ではこれを祭殿とし

ており、それは筆者も賛同するところである。中海道遺跡 SB32110 では南山城の一地域における共同体の守護神を祭っていたのであろう。

初現期の四面廂の建物には、身舎が2間四方で平面形が正方形に近いこと、殿前に塀を伴うこと、周囲を溝で区画することなどの特徴がみられた。これらが祭殿の特徴であろう。区画の溝はその後にはみられなくなるが、身舎2間四方の基本形はそれ以後にも継承される(極楽寺ヒビキ、南郷安田では孫廂を伴う)。殿前の塀についても、中溝・深町では殿前から9 mほど離れるが、やはり「柵列」が検出されている。極楽寺ヒビキの殿前には柱の通りが悪いが小さな穴が4間分並んでおり、和邇にも殿前に3または4間の柱穴がみられる⁵⁾。

崇神紀6年条には、

天照大神・倭大国魂二神、並_レ祭於天皇大殿之内。然畏_レ其神勢、共住不_レ安。故、以_レ天照大神、託_レ豊鍬入姫命、祭_レ於倭笠縫邑。(略)亦以_レ日本大国魂神、託_レ淳名城入姫命、令_レ祭。

とあり、書紀編纂をはるかに遡る遠い昔に、大殿⁶⁾で大王と守護神⁷⁾が共存していたこと、その神を王宮外に移すという祭政分離の伝承があった。それが崇神朝のことかどうかは定かでないが、ヒントはある。

極楽寺ヒビキでは区画内へ参入する門に「大型三連柱穴遺構」が立ちはだかっている。その柱3本中の両側2本は主殿の身舎柱と同じで、厚い板状の柱(ゴヒラ柱)であった。ゴヒラ柱に特別な意味があったとすれば、結界の造形を施した独立柱が3本立てられていたのではないだろうか⁸⁾。この遺跡は国見儀礼の場[坂2009]とされるように、非常に祭祀的であり、その主殿は祭殿そのものである。一方で、南郷遺跡群に関わる首長居館は、5世紀後半では北隣の長柄遺跡にあったという[坂2009]。極楽寺ヒビキ(初期須恵器)と同時期の居館は不明らしいが、そのころには祭

政分離が始まっていたかに思われる。

摂津の松野遺跡〔神戸市教委 1983〕（図 7）では、門と広場に対面して 2 棟の中心建物が検出されている。いずれも総柱なので高床建築であるが、北東側の SB06 が主殿とみられる。この建物は北東の妻側の柱穴 4 基が小さく、屋外に縁（バルコニー）が付設されていたとみられる。SB06 は四面廂ではないが、佐味田宝塚古墳の家屋文鏡に類例（高床で妻側に縁が付き、蓋がさしかけられる）があり、それは居館主殿と理解されている。そのとなりの

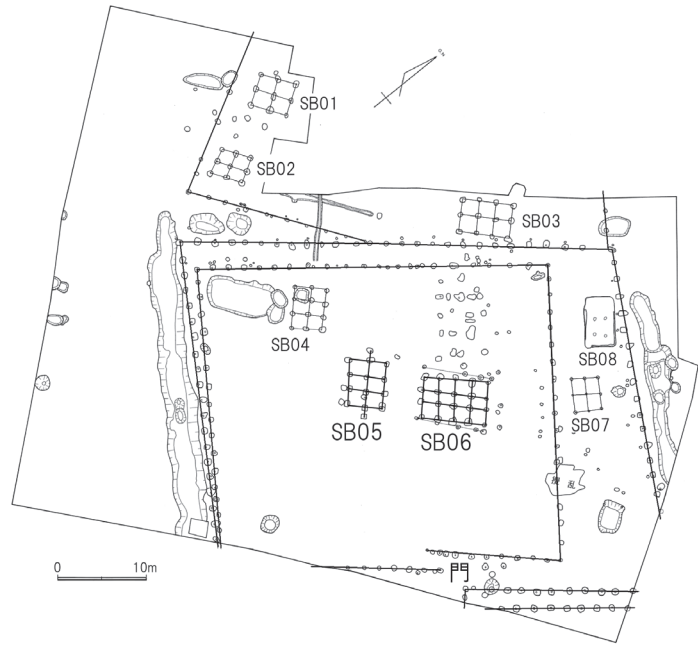


図 7 松野遺跡

SB05 は独立棟持柱付の高床建物である。こちらは弥生時代以来の伝統的なクラを起源とし、かつ伊勢神宮例を引くまでもなく祭殿に転化していく建物である。この例も、古墳時代中期の末（TK23～47）には、摂津の有力氏族の居館で主殿と祭殿の分離が進行していたことを示している。

令制下では平安宮の宮中神 36 座のうち神祇官西院で 23 座が守護神として祭られていた（『延喜式』巻 9 神名帳）。当然ながら宮中神はそれ以前の王宮でも内裏や大極殿などとは別に祭られていたはずなので、そのありようは松野遺跡と通ずるものが感じられる。

祭政分離とは、祭祀と政治の分離であり、祭政一致の段階から一歩進んだ文明の形態である。畿内では遅くとも古墳時代後期までに、倭王権における祭政分離は一区切りついていたのであろう⁹⁾。

(3) 王宮中心部

極楽寺ヒビキ、南郷安田、和邇などでは、主殿—広場—門という構造が看取される。これはのちの王宮にみられる正殿—殿庭—門の構造が、早ければ前期末の中溝・深町で、遅くとも古墳時代中期の大和で成立していたことを示す〔積山 2024〕。松野では主殿—広場—門が一直線で並んでいるが、極楽寺ヒビキでは主殿と対面して広場があるものの、門からの参入ルートは主殿—広場のラインと直交している。これは極楽寺ヒビキの主殿が著しく祭殿的であり、門には共同体外の異形神の侵入を妨げるかのような大型三連柱穴が並んでいたことと関係するとみられる。それでもここに、主殿—広場—門という基本構造が生まれていることは否定できないであろう。

さて、王宮正殿が大殿と称されたのに対し、殿庭と門は何と呼ばれたのであろうか。清寧紀 3 年 11 月条には、

宴_レ臣連於大庭_一。賜_レ綿帛_一。皆任_レ其自取_一、尽力而出。

とある。『日本書紀』では大化前代の王宮の庭を「朝庭」と記す例が大半である中で、この記事のみ「大庭」と称している。古墳時代の朝庭が潤色とみられるのに対して大庭の呼称には独自性があり、認めてよいと考える。

では、殿庭に向い合う門の名称はどうであろうか。記紀にはそれに相応しい古墳時代の名称が出てこないが、その直後、唯一推古朝に「大門」の名がみられる（後掲の推古紀 16 年 8 月条）。これが古墳時代以来の名称を踏襲している可能性は高いであろう。

以上から、古墳時代の王宮中心部は大庭―大庭―大門の構造であったことが窺われる。

(4) 王宮の庭

では、古墳時代の王宮の庭はどのような機能を有していたのであろうか。

第一に、賜宴がある。史料を二つあげる。まず清寧紀 3 年 11 月条（前掲）があり、これは明白な賜宴と、やや独特な記載の賜物である。次いで注目されるのが仁徳紀 12 年 8 月己酉<10 日>条の「朝」である。

饗_二高麗客於朝_一。是日、集_二群臣及百寮_一、令_レ射_二高麗所_一、献之鉄盾的_一。

「朝」が主に飛鳥時代の朝庭を指す用語であること（佐竹 1998）から、仁徳紀の朝は、潤色ではあろうが古くから大殿に殿庭があり、賜宴の場であったことは認めてもよいのではないだろうか。

『日本書紀』で王宮における賜宴の場を記した記事はいくつかあり、大殿（神功皇后 13 年 2 月甲子<8 日>条）、後宮（応神 13 年 9 月条）、朝堂（清寧 4 年正月丙辰<7 日>条）などである。これらは潤色の疑いがあるが、王宮で賜宴が行われていたことは認めてもよいだろう。その中で、清寧紀 3 年 11 月条と仁徳紀 12 年 8 月条は王宮の庭が賜宴の場のひとつであったことを示す。

第二に、秦氏の伝承記事を三つあげる。貢納と服属の記事である。雄略紀 15 年条には、

秦民分_二散臣連等_一、各隨_レ欲駙使。勿_レ委_二秦造_一。由_レ是、秦造酒、甚以為_レ憂而仕_二於天皇_一。天皇愛寵之、詔聚_二秦民_一、賜_二於秦酒公_一。公、仍領_二率百八十種勝_一、奉_二献庸調絹縑_一、充_二積朝庭_一。

とあり、また『古語拾遺』にも秦氏に関する記述がある。それには、

至_二於長谷朝倉朝_一。秦氏分散寄_二隸他族_一。秦酒公進仕蒙_レ寵。詔緊_二秦氏_一、賜_二於酒公_一。仍率_二領百八十種勝部_一。蚕織貢_レ調。充_二積庭中_一。

とある。さらに『新撰姓氏録』山城国諸蕃 秦忌寸には、

天皇遣_二使小子部雷_一、率_二大隅阿多隼人等_一、搜括鳩集。得_二秦民九十二部一万八千六百七十人_一、遂賜_二於酒_一。爰率_二秦民_一、養_レ蚕織_二絹、盛_レ篋詣_二闕貢進_一、如_レ岳如_レ山、積_二蓄朝庭_一。天皇嘉_レ之。

とある。いずれも類似した雄略への秦氏の服属伝承（原典が同じか）であり、彼らが生産したくさぐさの貢納物（絹など）を雄略の長谷朝倉宮の庭にうず高く積みあげて献上する儀礼が描かれている。この 3 史料の「庸調」（『日本書紀』）や「調」（『古語拾遺』）はいうまでもなく潤色であり、王宮の庭が「朝庭」とされているのも潤色である。だが、その庭が貢納品の献上を通じた服属儀礼の場であることは認められよう。

王宮の殿庭は第一に賜宴の場であり、第二に貢納品献上・服属儀礼の場であった。

ところで、古墳時代の居館に主殿前の広場があり、そこに建物が検出される例があることには注意が必要である。極楽寺ヒビキには主殿と向かい合うように掘立柱建物 3（の一部）が検出されており、和邇でも方位を揃えた掘立柱建物 02 がある。南郷安田では主殿前に竪穴建物が検出されている。その機能は判然とせず、広場で行われた儀式の用度品を収蔵するクラかもしれないし、特定の人物が控える場であったかもしれない。その人物とは、例えば祭殿の段階なら奉斎する巫、儀式を主宰する首長などであり、大殿の段階なら王族や大連などであろうか。「天皇立_レ於大殿前_一。營津別皇子侍之。」（垂仁 23 年 10 月壬申〈8 日〉条）や、「天皇御_レ大殿_一。物部目大連侍焉」（雄略元年 3 月壬子〈3 日〉条）などの古い伝承は、大殿に皇子や大連が近侍していたと描いている。しかしこれらは憶測に過ぎない。

(5) 王宮の外郭

王宮には大王家に連なる王族や日常的に内廷に仕えていた者たちがいた。仕えていたのは列島各地から集められた舍人や采女、鉄剣銘にみえる「杖刀人」（舍人の前身か）、「典曹人」などであり、大連（およびその側近）もこれに加えるべきかもしれない。王宮が一定の人員を擁していたことは確かであろう。したがって、王宮には彼らを収容する空間、内廷的クラ、さらには厨房、厠や湯殿などの施設が必要だったはずである。それを中心部の外に想定すれば、王宮は内郭（中心部）と外郭との二重構造であった可能性が浮かぶ。南門の南に宮門があったことになるだろう。「宮門」は推古 12 年 9 月条（後掲）に登場するが、古墳時代からの名称である可能性が高い。

すると、王宮の構造は大殿—大庭—大門—宮門となるであろう。

(6) 倉庫群

原之城遺跡には主殿の北西に溝で区画された倉庫群があり、屈折する溝の南、主殿の後方でもクラが 1 棟みついている。松野遺跡では二重の堀¹⁰⁾で囲まれた中心部の外に接続して倉庫群 SB01～03 がみられ、また総柱の SB04・05・07 がある。SB05 はクラから転化した祭殿であろう（前述）。SB04・07 はどちらか、または両方がクラである可能性が高い。このような例によれば、首長に直属する家産的クラ（SB04・07 またはそのどちらか）と共同体の公共的クラ（SB01～03）という二種のクラを認めることができる。古墳時代王宮のクラにも内廷的クラと外廷的クラという二種があったと推測される。

古墳時代の王宮倉庫群については、清寧即位前紀に雄略が歿した直後の伝承がある。

吉備稚媛、陰謂_レ幼子星川皇子_一曰、欲_レ登_レ天下之位_一、先取_レ大藏之官_一。長子磐城皇子、聽_レ母夫人教_レ其幼子_一之語_一曰、皇太子、雖_レ是我弟_一、安可_レ欺乎、不可為也。星川皇子、不_レ聽、輒隨_レ母夫人之意_一、遂取_レ大藏官_一。鎖_レ閉外門_一、式備_レ乎難_一。

母である吉備稚媛（雄略の妃）にそそのかされた星川皇子が雄略の後嗣となるために奪取した「大藏」の門を鎖で固めたという。これも伝承にすぎないが、外廷的クラである大藏のあり方は松野遺跡の倉庫群 SB01～03 が堀で閉ざされていたのと同じ光景であろう。令制の大藏省の前身は天武朝六官中の「大藏（官）」であり、遡って推古朝では「大掠」だったという〔石上 1978〕。その名称や用字はともかく、大化前代の王宮が倉庫群を伴っていたことは確かである〔直木 1996〕。『日

II. 論考

本書紀』では清寧即位前紀が「大蔵」(大蔵か)、「大蔵官」の初現であり、「内蔵」は天武13年(684)正月庚子(17日)と遅いが、履中6年正月条に「始建_二蔵職_一、因定_二蔵部_一」という記事があり、『古事記』でも履中記に「始任_二蔵官_一」とある。履中朝に拘泥する理由はないが、王宮のクラはかなり古く遡りうるだろう。

難波の法円坂倉庫群はかつて5世紀後半とされたが、柱穴や直近の包含層から出土する初期須恵器の再評価により、今では5世紀前半と考えられている。この倉庫群は難波津の開発に連動する王権のクラとみられている。現在のところ倉庫群が単独で検出されているだけであり、その造営・運営主体は判明していない。筆者はこれを、生国魂神と坐摩神に守護された仁徳朝の高津宮に伴う倉庫群ではないかと考える[積山2026 予定a]。法円坂倉庫群の規模は古墳時代の倉庫群でも破格であり、大王家の家産を管理した内廷的クラとは考え難い。総床面積、建物の推定高その他による試算によれば、1年で約1,200人分の穎稲が収容されるという[南2013]。当時の王宮に仕えた人数の規模は、おそらくその何分の一程度かとみられる(後述)し、収納物のすべてが米であったとも思われえないが、このクラの巨大さが再認識される。

(7) 分散的王権システムと王宮

記紀によれば、古墳時代の大王は代替わり度に自らの王宮を造営していた。歴代遷宮といわれるこの伝統を支えたのは、当時の王権システムである。日常的な朝参などは飛鳥時代以後のことであるから、大和や摂河泉の有力氏族らは本貫地で政務を分掌し、必要に応じて王宮に出向いたのであろう。そうであれば、大多数の臣、連、伴造らが揃って王宮に集まる機会は少なかったであろうし、また史料上その機会とは王宮における賜宴(先述)などであり、政務そのものでもない。こうした分散的な政務形態とは王権システムそのものの分散的性格の反映であろう。

諸氏族が日常的に在地で政務を執る体制であれば、王宮には、飛鳥時代以後の宮内官衙のような殿舎群は生まれにくい。王宮には日常的に仕えていた舍人や采女らがいたが、それでも、たとえば平城宮において彼らの系譜を引く官人は、おそらく他の官人(下級官人を含む)らに比してかなり少ないであろう。こうした視点からみると、古墳時代の王宮はさほど大規模なものではなかったと想定できる。中溝・深町、三ツ寺、原之城などの遺跡から類推しても、中心部がさほど大規模であったとは考えにくい。外郭込みでも王宮全体で飛鳥宮Ⅲ期のような東西約300m、南北約370mの規模には及ばないであろう。

2. 小墾田宮

(1) 古墳時代の終焉

古墳時代が終焉し、大王墓はまず大型方墳に変わることが知られている。古墳の墳形とその規模が象徴する政治秩序が廃止されると、王権は新たな君臣秩序をいかにして形成するのかという課題に直面したはずである。

その時期はいつごろであろうか。ひとつは6世紀末ごろからとの見方がある。大王墓として最後の前方後円墳(五条野丸山古墳または平田梅山古墳など諸説あり)が須恵器のTK43型式といい(高

橋 2024)、これは比較的支持されている。いまひとつは、7 世紀前半、舒明朝になってからという見方もありうる。推古が「其為_レ朕興_レ陵以勿_レ厚葬_一、便宜_レ葬_一于竹田皇子之陵_一。」(推古紀 36 年<628>9 月戊子<20 日>条)と遺詔し、歿後竹田皇子の墓に合葬されるに及んで、古墳時代の終わりが意識されたという見方である。

竹田皇子と推古の合葬墓は植山古墳(樞原市教委 2014)という¹¹⁾。それは方墳(東西 40 m、南北 30 m)であり、初葬の東石室が墳丘の東に偏っているため、最初から持統の合葬が予定されていたという。報告書では、東石室は 6 世紀末、2 次埋葬の西石室は 7 世紀前半とする。推古の初葬墓が植山古墳であり竹田皇子の歿年(不詳)が東石室の 6 世紀末なら、その頃には大王家で方墳化が始まっていたことになる。この流れと TK43 型式の年代(6 世紀後半)は整合的である。したがって筆者は上の課題に直面したのは推古(即位 593 年)の王権だと考える。

その後、南河内をはじめ関東地方や出雲、紀伊では大王墓の方墳化に追随するような大型方墳の造営があったが、長くとも 2～3 世代しか継続していないし、全国的にみると、それも一部にとどまる。したがって、飛鳥時代前半期において前方後円墳に替るあらたな政治秩序の象徴を墓制から見出すのは難しい。

しかし、古墳に替わる新たな身分的政治的秩序は必要であった。それを具現化する舞台が小墾田宮であった。以下、いくつかの視点からこの点を述べる。

(2) 小墾田宮の構造

推古の王宮が豊浦宮から小墾田に遷ったのは推古 11 年(603)10 月である。

小墾田宮の遺構は未発見であるが、いかなる構造であったかを知りうる史料は以下の 3 件である。まず推古 16 年(608)>8 月壬子(12 日)条に、

召_一唐客於朝廷_一令_レ奏_一使旨_一。時阿倍鳥臣・物部依網連抱二人、為_一客之導者_一也。於是、大唐之國信物、置_一於庭中_一。時使主裴世清、親持_レ書兩度再拜、言_一上使旨_一而立之。其書曰、(略)時阿倍臣出進、以受_一其書_一而進行。大伴嚙連、迎出承_レ書、置_一於大門前机上_一而奏之。事畢而退焉。是時、皇子諸王諸臣、悉以_一金髻花_一着_レ頭、亦衣服皆用_一錦紫繡織及五色綾羅_一。<一云、服色皆用_一冠色_一。>

とあり、庭中―大門の構造が知られる。同 18 年<610>10 月丁酉(9 日)条には、

客等拜_一朝廷_一。於是、命_一秦造河勝・土部連菟_一為_一新羅導者_一、以_一人連塩蓋・阿閉臣大籠_一為_一任那導者_一、共引以自_一南門_一入之、立_一于庭中_一。時大伴咋連・蘇我豊浦蝦両臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共自_レ位起之進伏_一于庭_一。於是、兩國客等各再拜、以奏_一使旨_一。乃四大夫、起進啓_一於大臣_一、時大臣自_レ位起、立_一庁前_一而聽焉。

とあり、南門―庭中の構造と、その庭に庁があったことがわかる。舒明即位前紀には

吾、聞_一天皇臥病_一、而馳上之侍_一于門下_一。時中臣連弥気、自_一禁省_一出之曰、天皇命以喚之。則參進向_一于閤門_一。亦栗隈采女黒女、迎_一於庭中_一引_一入大殿_一。於是、近習者栗下女王為_レ首、女孺・鮪女等八人、并数十人、侍_一於天皇之側_一。且、田村皇子在焉。

とあり、臨終間近の推古の下に駆けつけた山背大兄皇子が門―閤門―庭中―大殿のルートをとどつ

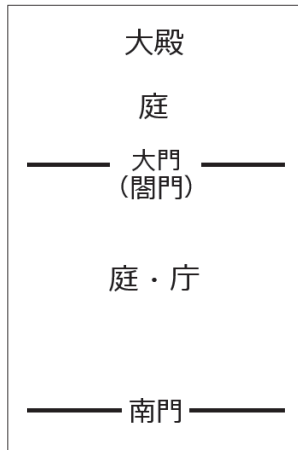


図8 小墾田宮復原

たことがわかる。これらを総合すると、小墾田宮中心部は北から、大殿—庭—大門（閤門）—庭・庁—南門となる。このうち大殿—庭—大門の部分は古墳時代の王宮中心部を継承したものであろう。その南の庭・庁—南門の空間が倭王宮における初現である。

なお、古墳時代の居館に主殿前の広場に建物が検出される例がある（先述）こと、のちの前期難波宮では内裏前殿の前庭の東西に「長殿」と呼んでいる南北棟が検出されていることから、小墾田宮にもこうした殿舎が存在した可能性がある。また古墳時代の王宮と同様に、小墾田宮も内郭と外郭との二重構造であろう（後述）。

(3) 小墾田宮の正殿

小墾田宮の正殿が「大殿」であることは舒明即位前紀から明白だが、この正殿の名称は推古紀以前にも頻出し、古墳時代に遡ることが確実である。小墾田宮の大殿は田村皇子（のちの舒明）ほか数十人を収容する規模であった。この点で興味深いのは阿部丘陵遺跡群中山地区で検出された建物 SB01（図5）である。それは古墳時代以来の四面廂の建物であり、南面と東面には孫廂までついている。桁行総長 24.5 m、梁行総長 20.1 m という巨大さであり、孫廂を除いても 416 m² の規模である。年代は 7 世紀前半、小墾田宮と同時代である。ただこの建物は柱が直径 20 cm 前後と細いため、屋内に棟持柱が必要だったこと、身舎から廂の柱位置までが桁行で 2 m 余、梁行で 1.3～1.7 m ほどしかなく廂の出がかなり短いこと、身舎に対して廂・孫廂の柱筋が揃わないなどから、王宮正殿より明らかに格が低い。それでも、小墾田宮の大殿も四面廂であること、この建物が大殿にもっとも近い規模であろうことが推測できる。報告書では、SB01 は丘陵の尾根上に単独で建設され、貴人を迎える山荘のようなものという。地名から容易に想像される阿倍氏の最高首長に関係する建物であるとすれば、そこへ出御する「貴人」とは大王家の人物とみることもできる。

小墾田宮の大殿は古墳時代の大殿の系譜を引く四面廂の殿舎であろう。

(4) 小墾田宮と遣隋使

開皇元年（581）、中国では北周の禪譲を受けた楊堅が隋を建国する。同 9 年（589）、長く続いた南北朝の時代が終わり、隋が中国全土を統一する。朝鮮三国は統一前から相次いで隋に朝貢していた。しかし倭国の遣隋使派遣は開皇 20 年（600）、推古の即位から 7 年と出遅れている。この間の外交は対朝鮮三国、それも新羅の手に落ちた任那問題などが主な課題であり、崇峻 4 年（591）には筑紫に 2 万余の軍を集めている（崇峻紀 4 年 11 月壬午〈4 日〉条）。開皇 20 年の遣隋使の派遣は、この流れのなかで、隋に任那問題を訴えることが目的だったのかもしれない。しかしそれが失敗に終わったことは、『日本書紀』でその遣隋使派遣記事が排除されていること、倭国の政治を聞いた隋文帝に「義理なし」として相手にされなかった（『隋書』巻 81 列伝倭国）ことから窺える。

小墾田宮への遷宮は、初の遣隋使が隋文帝に拝謁した開皇 20 年から 3 年後のことであり、東アジアの大帝国を見聞してきた彼等の帰国（601 年か）後、新宮の計画、建設が進められたのであろう。

ここで注意を要するのは、文帝の謁見の場が離宮である仁寿宮だった可能性が高いことである。文帝は開皇 19 年（599）2 月から翌年 9 月までここに滞在していた（『隋書』巻 2、高祖下）からである。したがって遣隋使は帝都大興の大興宮には入っておらず、その知見を得ることはなかったこと、彼等は仁寿宮での知見を持ち帰った可能性が高いことになる（村元 2022）。陝西省麟遊県で発見されている仁寿宮（唐九成宮）の正殿とされる 7 号殿址の基壇は東西 69 m・南北 58m という巨大さであり〔中国社会科学院考古研究所 1995〕、彼等は圧倒されたに違いない。

遣隋使が仁寿宮へ向うには大興城を通過することになる。彼らは公式の外国使として隋の迎賓館である「蕃客館」に宿泊したであろう。蕃客館は大興宮の南方、皇城の南端に置かれていた（石 2012）から、彼らは何十万という人口を擁する大興城の賑わい、整然と並ぶ東西南北の街区に度肝を抜かれたであろう。

遣隋使が持ち帰ったのは、以上のような強烈な印象または体験であった。それが小墾田宮の造営に繋がった。

(5) 小墾田宮の意義

小墾田宮の意義の第一に、中心部が、大殿—大庭—大門という古墳時代の王宮中心部を継承していることがあげられる。首長居館の多くが主殿—広場—門という構造であることは冒頭で述べた。門は主殿—広場の側面に位置する極楽寺ヒビキの例があるが、松野遺跡では門が主殿—広場の正面に並び、上毛野の三ツ寺遺跡や原之城遺跡の主殿の一面でも同様に推定できる。

ただし、古墳時代の大庭で行われた服属儀礼は飛鳥時代においてすでに過去のものだったであろうし、賜宴も大門の南の庭で行われた。それは賜宴と射戯を行う元日儀礼が小墾田宮の庭と庁の空間で行われた（後述）ことからわかる。大庭（殿庭）は変質したようである。

さて、前方後円墳の廃止に伴い、新たな君臣秩序、新たな支配理念が必要となったことは先述した。それは推古 11・12 年（603・604）を画期として打ち出される。推古紀 11 年 12 月壬申〈5 日〉条は、

壬申〈五日〉、始行冠位。大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并十二階。並以當色純縫之、頂撮総如囊、而着縁焉。唯、元日着髻花。

と述べ、12 色に色分けされた冠位 12 階制が制定された。元日儀礼ではその冠に「髻花」（金銀製花飾り）も着けよとする。その直後の 12 年正月朔〈1 日〉条は、

始賜冠位於諸臣、各有差。

と述べ、冠位制が施行された。さらに、12 年 4 月戊辰（2 日）条には、

皇太子親筆作憲法十七條。

と記されている。さらに 12 年 9 月条には、

改朝礼。因以詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之。越柵則立行。

とあり、新たな朝礼も導入された。

前年 10 月に小墾田宮に遷り、ただちに冠位制の制定、施行、憲法 17 条の制定と、わずか半年で矢継ぎ早に重要な改革に着手し、その 5 ヶ月後には新たに立礼も導入している。これらは古墳時代との訣別を意図している。以下、上の史料順にみていく。

II. 論考

冠位制は冠の色によってクライを明示するものであり、前掲の推古紀 16 年 8 月壬子条末尾のように、隋使の来朝をきっかけに、服の色も冠と同じと規定された。冠と衣服の色によって、ひと目でわかるクライ＝君臣秩序を表す制度である。これは、前方後円墳的秩序に替る新たな君臣秩序として構想されたのであろう¹²⁾。

憲法 17 条は厩戸皇子が制定し、中国由来の儒教的修身論と君臣論を「官人」の心構えとして説いたものである。例えば「三曰、承_レ詔必謹。君則天之、臣則地之。(略)是以、君言臣承、上行下靡。故承_レ詔必慎、不_レ謹自敗。」「四曰、群卿百寮、以_レ礼為_レ本。其治_レ民之本要在_レ乎礼。。(略)群臣有_レ礼、位次不_レ乱、百姓有_レ礼、国家自治。」「八曰。群卿百寮、早朝晏退。(略)」、「十五曰、背_レ私向_レ公、是臣之道矣。(略)初章云、上下和諧、其亦是情歟。」などと定められている。古墳時代とはまったく異質なこの礼制的理念は、おそらく初回の遣隋使の見聞から学んだものであり、4 ヶ月前施行の冠位制を裏打ちする理念であった。

小墾田宮では新たな朝礼(朝廷での所作)も導入された。宮門の出入りは倭国伝統の跪礼(『三国志』魏書倭人伝)によるものの、宮内では立礼(立って歩行)が採用され、政務の円滑化がはかられた。朝礼も小墾田宮で跪礼を以て始まり、それがすぐに中国風の立礼に改訂されたと推測される。

このような新たな君臣秩序、支配理念を体现する場が小墾田宮であった。冠や衣服の色を視認する機会がもっとも多い場は、皆がそれを着用し、一堂に集まる王宮である。その王宮には早朝から朝参し、遅くまで政務に励み(第 8 条)、私心を排して公に尽くす義務(第 15 条)が求められた。それもおそらく毎日のことらしい。

なお、小墾田宮の「宮門」は南門と同じではなく、さらに南にあった門と考える。小墾田宮も外郭を有する古墳時代以来の二重構造だったのであろう。推古の末期、大殿に侍っていた「近習者」は数 10 人(前掲舒明即位前紀)だから、彼らの大多数は外郭から参入したとみられ、外郭ではそれ以上の人数が仕えていたはずである。

倭国の元日儀礼は、「毎_レ至_レ正月一日_一、必射戲飲酒。」(『隋書』東夷伝倭国条)という。その場は新宮・小墾田宮の庭であった。史料上、それ以前の王宮で元日儀礼が行われた形跡はなく、おそらく冠位の授与とともに推古 12 年元日に小墾田宮で創始されたのであろう。

確たる証拠はないが、「正月を盛大に祝う」ことも(遣隋使が実見したか否かに関わらず)中国の元会儀礼がヒントになったのではないかと推測される。元会儀礼は続々と朝貢する周辺諸国、諸民族が太極殿前庭に次々と貢納物を積み上げ、中華帝国への服属を誓う元旦の儀礼である(渡辺 1996)。それゆえ、小墾田宮の元日儀礼の場は推古 16 年、18 年には外交儀礼(前掲)の場にも転化したわけである。

推古 11・12 年は、冠位 12 階の制定、それを着用した小墾田宮における元日儀礼の創出、憲法 17 条の制定、朝礼の創出と改訂という一連の国家政策における画期であり、それを実現する場が小墾田宮だったのである。

その意味で小墾田宮は中心部に古墳時代倭王宮の姿を曳きずりつつも、その終焉を具現化する王宮であり、中国的な制度を導入する第一歩となり、さらには外交儀礼の場ともなった。小墾田宮は

飛鳥時代倭王宮の起点となった。

なお、小墾田宮の前身は「小墾田屯倉」（安閑元年 10 月甲子〈15 日〉条）であり、推古歿後も皇極、斉明らの宮が一時的に置かれ、天武朝では「小墾田兵庫」となり、さらに降って奈良時代にまで存続していたことが知られている。小墾田宮がいかに重要視されていたかがよくわかる。

(6) 推古朝の限界

しかし、推古朝の段階では限界も多々見受けられる。

その第一は冠位制の限界である。推古紀 31 年歳条には、次のように記されている。

以_二大徳境部臣雄摩侶・小徳中臣連国_一為_二大將軍_一、以_二小徳河辺臣祢受・小徳物部依網連乙等・小徳波多臣廣庭・小徳近江脚身臣飯蓋・小徳平群臣宇志・小徳大伴連_{闕名}・小徳大宅臣軍_一為_二副將軍_一、率_二数万衆_一以征_二討新羅_一。

12 階制の最上位大徳を賜与されたのは蘇我傍系氏族の境部臣雄摩侶であるのに対し、『日本書紀』では群臣最上位の大臣である本宗家の馬子や蝦夷の記事に冠位の明記がない。大徳・小徳が令制の四位に過ぎないことをも勘案すれば、蘇我本宗家はむしろ厩戸皇子とともに冠位の授与者であったという（黛 1959）。馬子による崇峻暗殺のように王権を脅かしうる勢力を組込んでいない（できなかった）のが実態だったわけである。

しかも小仁（のちの従五位）以下の人名表記史料は非常に少なく、特に小信（同従七位）、小義（同従八位）、大智・小智（ともに同初位）などは該当人物が皆無であることは、中下級氏族らの間では冠位が有名無実だったことを示唆する。これは彼らが王権により深く組み込まれるのを嫌ったためという〔虎尾 2021〕。中下級伴造氏族らを冠位制に組込むことが、かなり限定的であったことは確かであろう。

第二は、憲法 17 条の限界である。舒明紀 8 年 7 月朔条には、

大派王、謂_二豊浦大臣_一曰、群卿及百寮、朝参已懈。自_レ今以後、卯始朝之、已後退之、因以_レ鍾為_レ節。然、大臣不_レ従。

とある。憲法 17 条は有力氏族の官人への衣替えを意図したものではあったが、「官人の心構え」を説くにとどまっており、これを具体的に実現する制度を伴っていなかった。それゆえ、ここにあげたように舒明の田中宮では朝参が実行されなくなっており、大派王（舒明の叔父）があらためて卯（午前 6 時前後）から巳（午前 10 時前後）ごろまでの朝参と鐘による退出を命じたが、大臣蘇我蝦夷は従わなかった。蝦夷が冠位制の外にいたこともあり、憲法第 8 条は遵守されていなかったことがわかる。

第三に、小墾田宮の歴史的限界があげられる。以下、3 点あげる。

まず、推古は小墾田宮の大殿で歿したことが確実であるが、同様に大王が大殿で歿した例は古墳時代にみられる。雄略（雄略紀 23 年 8 月丙子〈7 日〉条）、敏達（敏達紀 14 年 8 月己亥〈15 日〉条）、用明（用明 2 年 4 月丙午〈2 日〉条）である。この三者は一樣に（天皇が）「崩_二于大殿_一」と記されている。一方、推古以後、大王が歿した王宮内の殿舎が具体的に記されている例には孝徳の「正寝」（孝徳紀白雉 5 年 10 月壬子〈10 日〉条）¹³⁾ があり、もはや大殿とは記されていない。大王

II. 論考

の執務空間である大殿に推古が病臥しており、そこで歿したのは、大殿が「公と私」混然一体の空間であったことをよく示す。これは古墳時代の大王の歿し方なのである。

次に、王宮の設計方位の問題がある。小墾田宮の宮門は南門と呼ばれたが、その次に造営された舒明朝飛鳥岡本宮が、いま断片的に発見されている飛鳥宮Ⅰ期の遺構であるなら、その方位は斜方位である。同時代の実例は阿部丘陵遺跡群中山地区の大型建物（先述）や南門が設けられた上之宮遺跡Ⅳ期（7世紀初頭）にもみられ（桜井市教委1989）、いずれも斜方位である。よって小墾田宮は正方位というほど整った設計ではなく、やはり斜方位だったであろう。正方位の建築は太陽または北極星を基準とする天体測量を伴う。それによって王宮がより一層権威づけられたが、小墾田宮はそのレベルには達していなかったのであろう。

小墾田宮のもうひとつの限界は、庁と庭の空間が小規模であったとみられることである。庭の中に庁が何棟あったのかは不明であるが、現在の諸説の大多数は庁が1～2棟とみている。これは庁に侍る「官人」数がかなり限定的で小規模であったとの想定によるのであろうし、筆者もそのように考える。はたして、「官人」の朝参の規模はどの程度だったのかという疑問を抱かざるをえないのである。

以上にみたように、小墾田宮は大門外に庁と庭を設け、新時代への新たな理念を体現した点で画期的ではあったが、古墳時代倭王宮の中心部を残し、歴史的には様々な限界をも含んでいた王宮であった。

小結

推測に推測を重ねてきたが、本稿を要約しておく。

本稿の基本的視角は、古墳時代首長居館の中には王宮を模倣した例があるとの立場である。そのうえで、王宮正殿（大殿）の建築様式は前期難波宮以後の王宮正殿と同じで四面廂の殿舎であるとみた。ただし、当初の四面廂の建物には祭殿的性格が強く、それが祭政分離によって大王の政治空間へと化していく過程は古墳時代中期には認められる。その後、大殿は大王の政務と私生活が一体化した空間となった。

古墳時代首長居館に主殿—広場—門の構造がみられることから、王宮の中心部は正殿—殿庭—門の構造であったと類推した。それを『日本書紀』の用語で、大殿—大庭—大門であると概念化してみた。その大庭は服属儀礼と賜宴の場であった。

中心部の周囲にも王宮を支えた舎人や采女などの集団を収容し、厨房などを置く空間があり、王宮は内郭（中心部）と外郭の二重構造だったであろう。よって王宮の構造は大殿—大庭—大門—宮門となる。ただ、臣・連など王権を支える諸氏族が在地で政務を執るという分散的王権システムにより、のちの宮内官衙にあたるほどの殿舎群はなかったであろう。つまり王宮はさほど大規模ではなかった。なお、王宮の内外には倉庫群があり、それは内廷のクラと外廷のクラに分化していたようである。

以上が古墳時代王宮に関する考察である。以下は小墾田宮についての要約である。

小墾田宮中心部の構造は大殿—庭—大門—庭・庁—南門である。さらに南に宮門があったから、全体の構造は大殿—庭—大門—庭・庁—南門—宮門となり、やはり内郭・外郭の二重構造であった。

その大殿は四面廂の建築であり、数 10 人を収容できる規模は阿部丘陵遺跡群中山地区の巨大建物がそれに近いであろう。

西暦 600 年の遣隋使は皇帝の離宮である仁寿宮と帝都大興城での強烈な体験を持ち帰り、それが小墾田宮の新造を促した。

前方後円墳の廃止により飛鳥時代に入ると、古墳に象徴された政治秩序が失われていくのに対し、新たな君臣秩序、支配理念が必要となった。その画期となったのは推古 11・12 年の冠位 12 階制であり、憲法 17 条であった。これらを具体的に体現する場が、毎日の朝参を求められた小墾田宮であった。これに伴い、立礼が導入、改訂され、元日儀礼も小墾田宮で創始された。何よりも画期的だったのは、群臣の場として庭と庁の空間が設けられたことであった。

しかし小墾田宮には限界があった。それは大臣の蘇我本宗家や下級氏族などを冠位制に組込めなかったこと、憲法 17 条が理念にとどまったこと、小墾田宮も、大殿が古墳時代王宮と同様、公私未分離であり、設計方位、規模などの点から、古墳時代王宮と変らない一面が残ったことなどに端的に表れている。

とはいえ、小墾田宮が古墳時代王宮の残滓を濃厚に引きずりつつも、やはり新時代における飛鳥時代王宮の起点であり原点であることは動かないであろう。小墾田宮は飛鳥時代王宮の第一段階を画したといえる¹⁴⁾。

最後に、古墳時代の王宮と小墾田宮の概念図を提示しておく。念のためだが、庁の棟数や位置、内郭、外郭の規模、方向、などはまったく不明であることは言うまでもない。

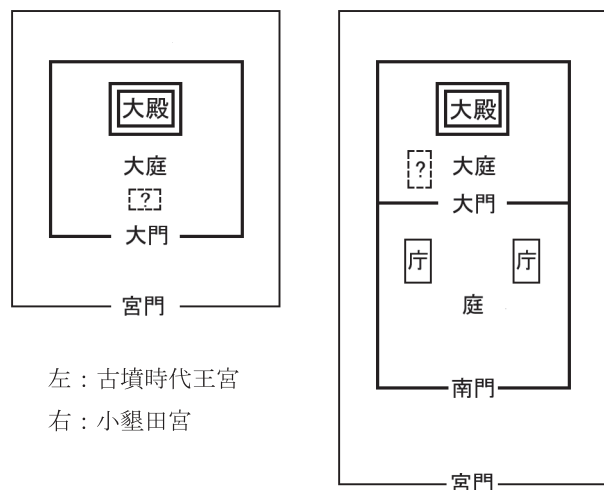


図 9 倭王宮概念図

【註】

- 1) 飛鳥宮内郭前殿は身舎の桁行 5 間、梁行 2 間とかなり小規模であるが、飛鳥宮東南郭正殿、前期難波宮内裏前殿は身舎の桁行が 7 間、梁行は 3 間である。
- 2) 首長居館とされる中にはしばしば中心建物＝主殿が祭殿とみられる例がある。本稿ではそれらも取り上げる。
- 3) 極楽寺ヒビキの主殿の復原は一般に流布されている黒田龍二説ではなく、山岸常人説に従う。（黒田 2006、山岸 2008）
- 4) ただし、宮本長二郎は掘立柱建物が堅穴建物より新しいとする〔宮本 1988〕。
- 5) 古墳時代前～中期の身舎 2 間四方の四面廂建物が祭殿であることは、「首長居館」的でない伊賀の城之越

II. 論考

遺跡でも窺える。少なくとも4棟、この建物が検出されているが、ここは水辺の祭祀遺跡として知られている。

- 6) 大化前代の王宮正殿が「大殿」と称されたことは記紀に史料が多数ある。
- 7) 崇神朝で天照大神が王宮内に祭られていたとは疑わしい。倭（日本）大国魂神が大和の最高首長の守護神だったのであろう。
- 8) 大型三連柱穴遺構を独立する3本の柱とみなし、結界を示す「聖標」とする見解がある。その中央の円柱上部は二重の円環を刻んだ儀仗形（王権のシンボル）の造形とし、両側のゴヒラ柱の上部には石見型埴輪に似た矛形の造形が想定されている〔辰巳 2015〕。なお、同種の遺構は三ツ寺遺跡でも検出されており、主殿の手前15m余にて掘形も柱痕も長方形の柱穴が3基並んでいる〔群馬県教委ほか 1988〕。
- 9) しかし、東国ではまだ祭政分離はさほど進んでいなかったらしい。上毛野の三ツ寺遺跡（TK23～MT15）では主殿の傍らに導水施設と一体の石敷きが2基あり、主殿が「聖水祭祀」と不即不離の関係にあった〔若狭 2007〕。
- 10) 松野遺跡の区画堀は二重で検出され、南東部の一カ所で切合い関係がみられ、内側の堀が新しい。それは堀を建てた順序を示すのみで、両者は同時存在したとみられる。
- 11) 『古事記』推古段には推古の墓を「御陵在_二大野岡上_一、後遷_二科長大陵_一也。」と記す。いま河内飛鳥、磯長の地にあり、宮内庁が推古陵とする山田高塚古墳（方墳）が真の推古陵なら、それは改葬墓なのである。
- 12) 冠位12階が「百済の制を中心とし、高句麗の制を参照して成立した」とする見解がある〔井上 1965〕。第一次遣隋使は隋の官僚制をかいま見たであろうが、それを深く学べたかどうかは疑問である。彼らの帰国後、倭王権が冠位制を導入するに際して友好国の百済や高句麗の制を参照したことは、ありうらと思う。
- 13) 孝徳が歿した難波長柄豊碕宮の「正寝」とは、最近の前期難波宮内裏の調査で存在することが推定できるようになった内裏北院南部の「内裏正殿」である可能性が生まれている。
- 14) 飛鳥時代倭王宮が三段階に区分できることは別稿〔積山 2026 予定 b〕で述べる予定である。

【参考文献】

- 石上英一 1978 「大蔵省成立史考」『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館
- 井上光貞 1965 「冠位十二階とその史的意義」『日本古代国家の研究』岩波書店
- 伊勢崎市教育委員会 1988 『原之城遺跡発掘調査報告書』
- 橿原考古学研究所 1996 「井戸遺跡・南郷安田遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』1995年度第2分冊
- 橿原考古学研究所 2003 「和邇遺跡第14・15次調査」『奈良県遺跡調査概報』2002年度第1分冊
- 橿原考古学研究所 2007 『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書122
- 橿原市教育委員会 2014 『史跡植山古墳』
- 黒田龍二 2006 「極楽寺ヒビキ遺跡大型掘立柱建物（建物1）の復元とその諸問題」『考古学論攷』29
- 群馬県教育委員会ほか 1988 『三ツ寺I遺跡』
- 神戸市教育委員会 1983 『松野遺跡発掘調査概報』

桜井市教育委員会 1989『阿部丘陵遺跡群』

佐竹昭 1998「古代宮室における「朝廷」の系譜」『古代王権と恩赦』雄山閣

石曉軍 2012「關於隋唐兩京接待安置外使機構及設施的若干問題」『史念海先生百年誕辰紀年學術論文集』陝西師範大學出版總社有限公司

積山洋 2024「日本古代王宮の源流を探索」『日本考古学の論点』下、雄山閣

積山洋 2026 予定 a「大阪湾の港津」『畿内の古代学』第六卷、雄山閣

積山洋 2026 予定 b「小墾田宮から藤原宮へ—飛鳥時代倭王宮の諸段階—」吉村武彦編『古代の政事空間と文字文化—前方後円墳・宮都・ことば—』八木書店

高橋照彦 2024「前方後円墳から方墳へ」『日本考古学の論点』下、雄山閣

辰巳和弘 2015「紀氏と葛城氏」『古代をみる眼』新泉社

中国社会科学院考古研究所西安唐城工作队 1995「隋仁寿宫唐九成宫 37 号殿址的発掘」『考古』1995-12

中国社会科学院考古研究所西安唐城工作队 1997「唐大明宫含元殿遺址 1995-1996 発掘報告」『考古学報』1997-3

中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊 2016「河南洛陽市漢魏故城太極殿遺址的発掘」『考古』2016-7

直木孝次郎 1996「大蔵省と宮内省の成立」『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、初出 1976

坂靖 2009「葛城の王都—遺跡からみた古代豪族の支配構造—」『古墳時代の遺跡学』雄山閣

広瀬和雄 2019「共通性と階層性を見せる前方後円墳」『前方後円墳とはなにか』（中公叢書）、中央公論新社

黛弘道 1959「冠位十二階考」『歴史学研究報告』(7)、東京大学教養学部歴史学研究室

南秀雄 2013「倉・屯倉」『古墳時代の考古学』6、同成社

宮本長二郎 1988「三ツ寺遺跡の復元的考察」『三ツ寺 I 遺跡 古墳時代居館の調査』群馬県教育委員会ほか
向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1997『向日市埋蔵文化財調査報告書』44

山岸常人 2008「極楽寺ヒビキ遺跡大型掘立柱建物の再検討」『王権と武器と信仰』同成社

若狭徹 2007「首長居館と水の祭祀」『古墳時代の水利社会研究』学生社

渡辺信一郎 1996「帝国の構造」『天空の玉座』柏書房

【挿図出典（それぞれ筆者による加工を施した）】

図 1：上 [檀考研 2007]、中 [檀考研 1996]、下 [檀考研 2003] 図 2：[若狭 2007]

図 3：上図は [群馬県教委ほか 1988]、下図は [宮本 1988]

図 4・5：[桜井市教委 1989] 図 6：[向日市埋文セ・向日市教委 1997]

図 7：[神戸市教委 1983] 図 8：筆者作成

【付記】

脱稿後、古墳時代の王宮に「後宮」があったとの見解に接した（吉村武彦 2026「王宮の特徴と後宮」『ヤマト王権と難波・河内』角川選書）。重要な指摘であり、慎重に検討したい。